

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年3月4日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

(1) 業務名

令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局経営革新課（広島県庁東館3階）

(5) 事業予算額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、次の事項を全て満たしている者であること。なお、複数の企業（団体）により構成されたグループ企業体の応募も可能とし、グループ企業体で応募する場合は必ず代表企業を定め、応募は代表企業が行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (5) 広島県税、地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) の入札情報
電子メール syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和8年3月4日(水)から令和8年3月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する(ただし、令和8年3月17日(火)は午後1時までとする。)

ウ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードする、又は上記(1)アの電子メール宛てに請求すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの電子メール

ウ 提出期限

令和8年3月17日(火) 午後1時

エ 提出方法

電子メールにて、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年3月18日(水)までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの電子メール

イ 提出期限

令和8年3月31日(火) 午後1時(必着)

ウ 提出方法

電子メールにて、提案書のPDFデータを提出すること。宛先は上記(1)アの電子メールとし、件名を「令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務提案書」とすること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

審査は、提案書の評価による第1次審査とプレゼンテーションによる第2次審査を行い、選定委員会の審査により、第2次審査において最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する（第1次審査の評価値は持ち越さない。）。

(2) 第1次審査（書類審査）

ア 提案書の提出が3件を超えた場合、全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。

イ 審査に当たっては、電話又は電子メールにより個別に提案内容の確認を行うことがある。

ウ 第1次審査の結果は、次のとおり各提案者に通知する。

① 通知日：令和8年4月7日（火）までに通知する。

② 方法：参加資格確認申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査により選定された提案に対し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 日時：令和8年4月10日（金）

イ 場所：オンライン

ウ その他：開始時間等の詳細は第1次審査通過者に対し、別途通知する。

(4) 提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(5) 結果の通知

令和8年4月13日（月）までに、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期し、又は中止する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(7) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局経営革新課（広島県庁東館 3 階）

電話（082）513-3304（ダイヤルイン）

電子メール:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp